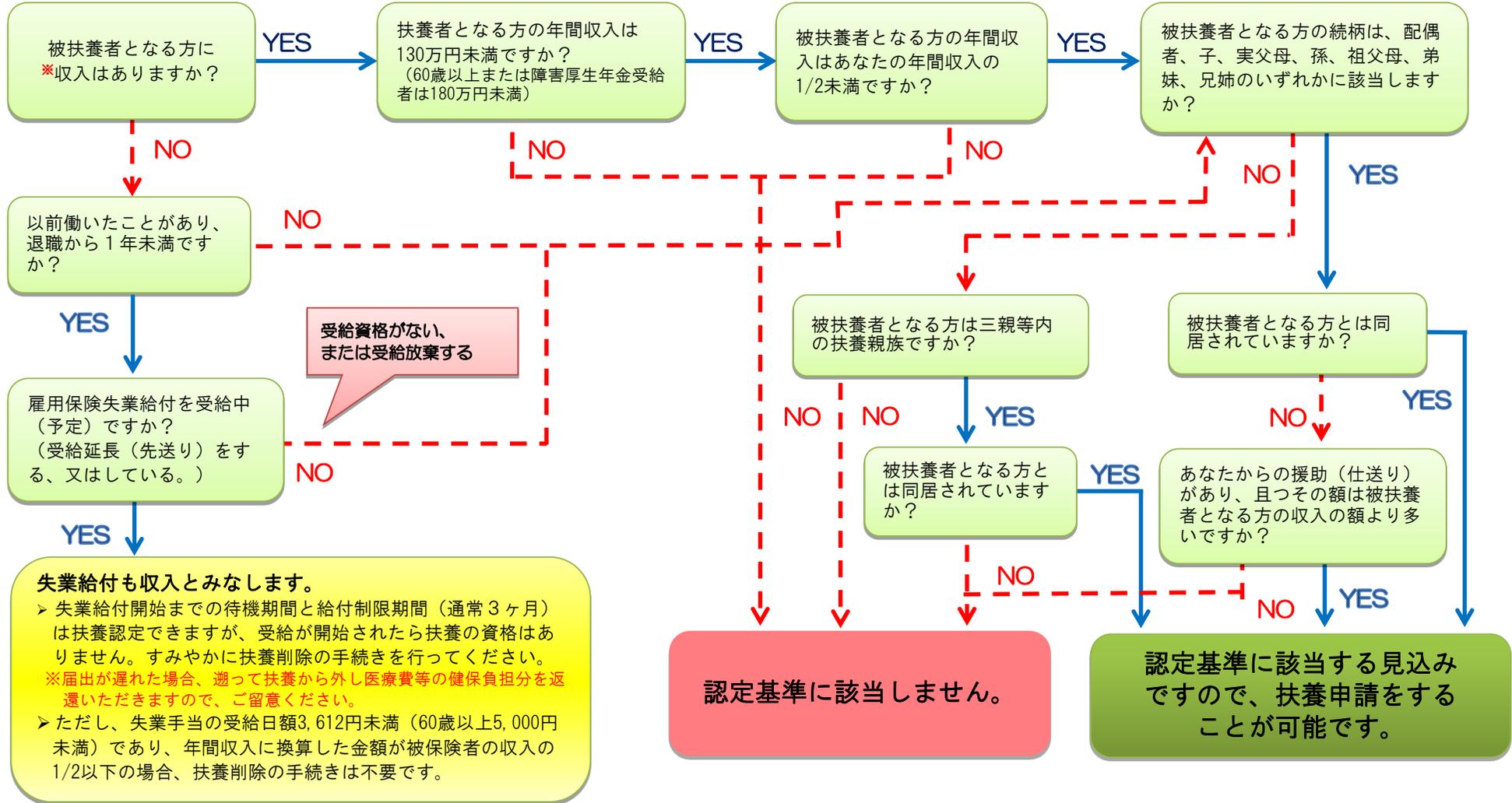


扶養認定のフローチャート

このフローチャートは、扶養認定の原則的な基準をお示しするもので、認定可否を決定づけるものではありません。ご了承のうえ、ご利用ください。



！注意…令和2年4月1日から「国内居住要件」が追加されています。

*収入…健康保険では、給与収入(通勤交通費、各種手当等及び賞与を含む)のほかに、以下のものも収入と見なしています。

雇用保険給付金(失業給付、傷病手当、育児休業給付等)、健康保険給付金(傷病手当金、出産手当金等)、労災保険給付金(休業補償)、公的年金、自営収入、その他組合が収入と認めたもの

～雇用保険の失業給付受給中の被扶養者について～

被扶養者の認定基準の1つとして「年間収入が130万円未満であること」とされています。
失業給付金は日額で支給されますが、日額3,612円以上を受給する場合は被扶養者として認定できません。

年間収入 130万円÷12ヵ月÷30日÷3,611.11円(3,612円未満)

16. 求職申込年月日	17. 期
290104	
19. 基本手当日額	20. 円
4,747	
22. 離職前	
ロトウケンヨウセンターがシカ 労働市場センター株式会社	

雇用保険受給資格者証(表面)のこの欄をご確認ください。



被扶養者が日額3,612円を超えて失業給付金を受給した場合は、「雇用保険受給資格者証(裏面)」に印刷される「基本手当の認定(支給)期間」の開始日から被扶養者削除になります。

ただちに「被扶養者削除」の申請を行ってください。

※届出が遅れた場合、遡って扶養から外し医療費等の健保負担分を返還いただきますので、ご注意ください。

基本手当が支給開始となるこの日から被扶養者削除になります。

処理状況						
数	処理年月	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数
3	0622	17 - XXXXXX - X 待機満了 待機満了日		〇〇〇 エイコ 290601		
4	0908	17 - XXXXXX - X 給付制限期間 290602 - 290901		離職理由40		
5		290902 - 0908	7	基本手当	¥33,229	83

- | | |
|------------|---|
| 扶養削除時の添付書類 | ①雇用保険受給資格者証の両面(支給開始日・支給金額が印字)のコピー
②健康保険被保険者証 |
|------------|---|

(注)60歳未満の被扶養配偶者が扶養削除になった場合、国民年金第3号から第1号への種別変更手続きが必要です。



失業給付金受給完了になった場合、「雇用保険受給資格者証(裏面)」に「支給終了」と印刷されます。扶養認定の申請を行ってください。(添付書類は「扶養認定に必要な書類一覧表」でご確認ください)

処理状況						
数	処理年月	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数
12	1207	17 - XXXXXX - X		〇〇〇 エイコ		
13		291105 - 1129	25	基本手当	¥118,675	
14		支給終了				